

付録 調査票

だんじょきょうどうさんかく かん し み ん い し き ち ょ う さ
男女共同参画に関する市民意識調査

～ご協力をお願い～

日頃より、静岡市行政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

静岡市では、性別に関わりなく一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う社会の実現に向けて、男女共同参画の施策を推進しています。

このたび、今後の施策推進の基礎資料とするため、市民の皆様の男女共同参画等に関する意識について調査を行うことといたしました。

この調査では、市内にお住まいの満 18 歳以上の方の中から無作為で 2,500 名を抽出し、調査票を送付させていただきました。お答えいただいた内容については、すべて統計的に処理し、調査目的以外に使用することは決してありません。また、あなたの個人情報と回答内容は切り離していることから、あなたの回答は特定できませんので、安心してお答えください。

調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月 静岡市長 難波 喬司

【ご記入にあたってのお願い】

1. 調査票や封筒に、お名前やご住所を記入する必要はありません。
2. この調査票では、あて名のご本人を「あなた」とします。できるだけご本人がお答えください。
3. 質問のお答えは、設問ごとに(○は1つ)、(○はいくつでも)などそれぞれ指定されていますので、説明にしたがってお答えください。
4. ご回答は、以下のいずれかの方法で 7月14日(月曜日)までにお願いいたします。
 - ①調査票によるご回答:ご記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご返送ください。
 - ②「Web アンケート」によるご回答:URL または 2 次元コードからアクセスして、お答えください。回答には右の 回答 ID の入力が必要となります。

回答 ID:

【URL】<https://logoform.jp/form/79j2/1064768> からお答えください。

【2 次元コード】右の2次元コードを読み込んでお答えください。



問合せ先

○調査に関する趣旨やその他のお問い合わせ

静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

電話:054-221-1349(受付時間:月～金 8:30～17:15 ※土日祝を除く)

○調査の記入方法に関するお問い合わせ

受託者 株式会社 清水地域経済研究センター

〒420-0941 静岡市清水区富士見町 2-1 清水銀行本店ビル 4F

電話:054-355-5510(受付時間:月～金 9:00～17:00 ※土日祝を除く)

集計結果については、令和 8 年 3 月までに市ホームページに公表いたします。

●男女共同参画に関する調査結果 静岡市 男女共同参画 市民意識調査 検索

すべての方にお聞きします

あなたご自身のことについてお答えください。

(1) 性 別 (○は1つ)	1 男性 2 女性 3 回答しない ※現在の社会生活上の性別(自分が主にどちらの性として日常生活を送っているか)をお答えください。 ※統計のために必要な情報です。選択することに違和感がある方は回答不要です。	
(2) 年 齢 ※令和7年4月1日現在 (○は1つ)	1 18歳～29歳 2 30歳～39歳 3 40歳～49歳 4 50歳～59歳	5 60歳～69歳 6 70歳～79歳 7 80歳以上
(3) お住まいの区 (○は1つ)	1 葵区 2 駿河区 3 清水区	
(4) 現在の主な仕事 (最もあてはまるもの1つに○)	1 自営(農林漁業を含む) ・家族従業 2 正規の社員・職員(役員を含む) 3 非正規の社員・職員 (パート・派遣・アルバイト等) 4 家事専業	5 学生 6 無職・退職 7 休業・休職中 8 その他 (具体的に)
(5) 結婚の状況 (○は1つ)	1 結婚している (事実婚・パートナーを含む) 2 結婚していない	3 結婚していたが、離婚 (パートナーの解消含む)・死別した
(6) 配偶者・パートナーの 主な仕事 (○は1つ) ※(5)で「1 結婚している」と答えた方	1 自営(農林漁業を含む) ・家族従業 2 正規の社員・職員(役員を含む) 3 非正規の社員・職員 (パート・派遣・アルバイト等) 4 家事専業	5 学生 6 無職・退職 7 休業・休職中 8 その他 (具体的に)
(7) 現在、同居している方 (ひとり暮らしの方は 1に○、そのほかの場 合は同居している方 すべてに○)	1 単身世帯(ひとり暮らし) 2 配偶者・パートナー (同性・異性問わず) 3 子ども 4 子どもの配偶者・パートナー 5 自分の親	6 配偶者・パートナーの親 7 祖父母 8 孫 9 兄弟姉妹 10 その他 (具体的に)
(8) 一番下の子ども (○は1つ) ※子どもと同居の場合	1 3歳未満 2 3歳以上の未就学児 3 小学生 4 中学生	5 高校生以上の学生 6 社会人 7 その他 (具体的に)

男女の平等感等についてお聞きします

〔問１〕あなたは、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。
あなたの考えに近いものをお答えください。（項目ごとに○は１つずつ）

※ 横方向にお答えください 	男性の方が 非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が 優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が 優遇されている	女性の方が 非常に優遇されている	わからない
(１) 家庭生活で	1	2	3	4	5	6
(２) 職場で	1	2	3	4	5	6
(３) 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
(４) 地域活動の場で（自治会・ＰＴＡなど）	1	2	3	4	5	6
(５) 政治の場で	1	2	3	4	5	6
(６) 法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
(７) 社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
(８) 社会全体として	1	2	3	4	5	6

〔問２〕あなたは「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような男女の役割を分けて
て固定的に考えることについて、どのように思いますか。（○は１つ）

１ 賛成 ２ どちらかといえば賛成 ３ どちらかといえば反対 ４ 反対 ５ わからない

〔問３〕あなたは、次のような考え方についてどう思いますか。（項目ごとに○は１つずつ）

※ 横方向にお答えください 	そう 思う	やや そう 思う	あまり そう 思わ ない	い そう 思わ な
(１) 災害など緊急事態のとき、その場をとりしきるリーダーは男性の方がふさわしいと思う	1	2	3	4
(２) 健康や生活に関わることがらによく気が付くのは女性の方だと思う	1	2	3	4
(３) 男性は家族のために収入を得る責任があると思う	1	2	3	4
(４) 男性はむやみに弱音を吐くものではないと思う	1	2	3	4
(５) 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよいと思う	1	2	3	4
(６) 月経や更年期などの話は人前でするものではないと思う	1	2	3	4

仕事、家庭生活、地域活動（自治会・PTA・地域の付き合いなど）、個人の生活（学習・趣味など）についての優先度をお聞きします

〔問4-1〕あなたの希望に最も近いものをこの中からお答えください。（○は1つ）

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 8 わからない

〔問4-2〕それでは、あなたの現実・現状に最も近いものをこの中からお答えください。（○は1つ）

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 8 わからない

仕事、家庭生活についてお聞きします

〔問5〕女性が仕事（収入を得るための労働）をすることについて、あなたはどのように考えますか。
（○は1つ）

- 1 女性は仕事をしない方がよい
- 2 結婚するまでは仕事をし、その後は家事や育児に専念する方がよい
- 3 出産するまでは仕事をし、その後は家事や育児に専念する方がよい
- 4 出産を機に仕事を辞め、家事や育児に専念し、子どもが大きくなったら再び働くのがよい
- 5 結婚・出産に関わらず、仕事をするのがよい
- 6 わからない
- 7 その他(具体的に)

〔問6〕結婚し、子どもを持っても仕事を続けたいと考える女性が増えています。

あなたは、結婚・出産に関わらず、女性が仕事を続けるためにはどのような環境が必要だと思いますか。（○はいくつでも）

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 1 | 生活事情に応じて調整できる柔軟な就労時間 |
| 2 | 長時間労働・転勤を前提にしない就労環境 |
| 3 | 配偶者・パートナーの主体的な家事・育児・介護参加 |
| 4 | 配偶者・パートナー以外の家族・地域による家事・育児・介護支援 |
| 5 | 保育施設や子育て支援サービスの充実 |
| 6 | 介護施設や介護サービスの充実 |
| 7 | 利用しやすい家事代行サービス(料理・掃除等)があること |
| 8 | 月経や更年期といった女性の健康課題に対する社会の理解が深まること |
| 9 | スキルアップに向けた研修や就職相談等の再就職しやすい環境が整っていること |
| 10 | 起業を希望する際に資金調達やノウハウの取得が容易なこと |
| 11 | その他(具体的に) |

〔問7〕育児や介護を行うために、育児休業や介護休業を取得できる制度があります。

この制度を活用して男性が育児休業や介護休業を取ることにについて、あなたはどのように思いますか。（○は1つ）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 積極的に取った方がよい | 2 どちらかといえば取った方がよい |
| 3 どちらかといえば取らない方がよい | 4 取らない方がよい |

〔問8〕育児休業や介護休業といった制度があっても、男性が制度を十分に活用しない（できない）といった状況や、男性の家事や育児に関わる時間が女性にくらべて少ないといった現状があります。男性が家事・育児・介護などを行う際の障害となっているものは何だと思いますか。

（○はいくつでも）

- | | |
|----|--|
| 1 | 男性が家事などを行うことについての、男性自身の抵抗感 |
| 2 | 男性が家事などを行うことについての、女性の抵抗感 |
| 3 | 家事などは女性が行うものといった社会全体の固定観念 |
| 4 | 男性が家事などを行うことについての職場の理解不足 |
| 5 | 夫婦や家族間のコミュニケーション不足 |
| 6 | 男性の労働時間の長さ |
| 7 | 男性の働く時間が短くなることで、給与等が減ってしまうことへの不安 |
| 8 | 男性の働く時間が短くなることで、仕事の評価や職場での昇進などに影響が出ることへの不安 |
| 9 | 家事などについての経験やスキルが男性に不足していること |
| 10 | わからない |
| 11 | その他(具体的に) |

〔問9〕この質問は、現在、仕事（収入を得るための労働）をしている方にお聞きします。

職場環境等に関する各項目について、あなたの現状を教えてください。

（項目ごとに○は1つずつ）

※ひとり暮らしであったり、自営業等で設問の状況にあてはまらない場合は「該当しない」に○をしてください。

※ 横方向にお答えください 	あてはまる	まる ややあては まる	ややあては まらない	あてはまら ない	該当しない
（1）家の用事（育児や介護を含む）のために仕事を抜ける（休む）のは主に私だ	1	2	3	4	5
（2）私の職場では、育児・介護との両立に必要な支援制度があり、活用されている	1	2	3	4	5
（3）私の職場では、長時間労働の必要がない	1	2	3	4	5
（4）私の職場では、勤務時間が柔軟である	1	2	3	4	5
（5）私の職場では、仕事の成果は性別に関係なく、適正に評価される	1	2	3	4	5
（6）私の職場では、仕事の内容にやりがいがある	1	2	3	4	5
（7）私の職場の上司・同僚は、育児や介護などで働く時間に制約がある社員に対して理解がある	1	2	3	4	5

〔問10〕あなたが1日に行う家事（育児や介護を含む）の時間は、平均どの位ですか。

（ ）内に時間をお書きください。（数値を記入）

家事の時間(1日平均)	()時間()分
-------------	-----------

男女共同参画に関わることがらや経験についてお聞きします

〔問11〕あなたは次のことがらについて、どの程度知っていますか。（項目ごとに○は1つずつ）

※ 横方向にお答えください 	いる 両方を知って 言葉と内容の	言葉は 知っている	知らない
（1）DV防止法(配偶者暴力防止法)	1	2	3
（2）デートDV	1	2	3
（3）LGBTQ	1	2	3
（4）アウティング	1	2	3
（5）パートナーシップ制度	1	2	3
（6）月経前症候群（PMS）	1	2	3
（7）性的同意	1	2	3
（8）セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	1	2	3

(1) DV防止法（正式名称「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）

配偶者（事実婚や元配偶者、同居する交際相手等も含む）からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。平成 13(2001)年 10 月に施行され、令和 6(2024)年の改正では、つきまといなどを禁止する保護命令制度が拡充されました。

(2) デートDV

主に若年層の恋人同士の間で起こる暴力のこと。殴る・蹴るといった身体的な暴力以外にも、相手の交友関係を監視・制限するといった精神的暴力、相手が嫌がっているのに体をさわるといった性的な暴力、高価なプレゼントを要求するといった経済的な暴力もあります。

(3) LGBTQ

次の5つの単語の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称の一つ。

L レズビアン（同性を好きになる女性）

G ゲイ（同性を好きになる男性）

B バイセクシュアル（男女どちらとも好きになる人）

T トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性と自分が認識する性が一致しない人）

Q クエスチョニング（自らの性のあり方が明確でない、決めたくない人）

(4) アウティング

LGBTQなどの性的マイノリティであることを、第三者が本人の承諾を得ず他人に伝えてしまうこと。秘密にしている情報を周囲に知られてしまうことは、対象となった人を不安にさせ、場合によっては命の危険にさらしてしまうことになります。

(5) パートナーシップ制度

お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓した同性カップルや事実婚の方に対し、地方自治体が宣誓の受領証等を交付する制度。法的な効力は生じないものの、日常生活において、法律婚と同等の権利やサービスを受けられるようにするための仕組みです。静岡市では令和 4(2022)年 4 月から「静岡市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

(6) 月経前症候群（PMS）

月経（生理）の前に生じる体や心の不調のこと。腹痛・頭痛・むくみ、からだのだるさといった身体症状以外にも、イライラしたり、気分が落ち込んだりといった症状があります。

日本人女性の 70～80%が月経前に何らかの不調を自覚しており、5%は重い月経前症候群で日常生活に困難を感じています。（公益社団法人日本産科婦人科学会HPより）

(7) 性的同意

セックスといった性行為だけでなく、手をつなぐ・腕を組むなど相手の体に触れたり、キスをしたりするときに、相手がその行為を望んでいるかどうか確認をとること。

(8) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

日本語では、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。自分の性や体のことは自分で決め、守ることができる権利のことで、そのために必要な情報を得ること、医療やケアを受けることができる権利も含まれます。

〔問 12〕 下記について、あなたの経験を教えてください。（それぞれ、あてはまる方に○）

※ 横方向にお答えください 	はい	いいえ
（１）学校で、男女共同参画やジェンダー平等について学んだことがある	1	2
（２）学校以外場で、男女共同参画やジェンダー平等に関するセミナー、研修等を受けたことがある	1	2
（３）仕事で活躍している女性が身近にいる	1	2
（４）自分の地域で何らかのリーダー役をつとめている女性を知っている	1	2
（５）家事・育児・介護などを積極的に行う男性が身近にいる	1	2
（６）周りに１か月以上の育児休業を取得した男性がいる	1	2
（７）子どもの頃、親や教師など周りの大人から「男は仕事、女は家事・育児」というようなことを言われたことがある	1	2
（８）学校で、性の多様性（LGBTQ など）について学んだことがある	1	2
（９）学校以外場で、性の多様性（LGBTQ など）に関するセミナー、研修等を受けたことがある	1	2

〔問 13〕 あなたは、世界経済フォーラムが、社会における男女格差の大きさを国別に比較した「ジェンダー・ギャップ指数 2024」で、日本が世界 146 カ国中の 118 位（主要 7 か国中最下位）であったことを知っていますか（格差が少ないほど順位が高くなります）。（○は 1 つ）

1 知っている	2 知らない
---------	--------

〔問 14〕 静岡市の男女共同参画推進の拠点施設「静岡市女性会館（アイセル 21）」（葵区東草深町）を利用したことがありますか。（○は 1 つ）

1 利用したことがある	2 利用したことはない	3 知らない
-------------	-------------	--------

〔問 15〕 あなたは「静岡市女性会館（アイセル 21）」に、どのような役割を期待しますか。（○はいくつでも）

1 働く上で役立つ各種セミナーの開催（人材育成・育休復帰・キャリア形成・起業支援など）
2 多様な生き方を応援する各種セミナーの開催（子育てや介護・ひとり親・LGBTQ など）
3 自主防災活動など地域の男女共同参画を推進するセミナーの開催
4 あらゆる暴力の根絶に役立つセミナーの開催やキャンペーンの実施
5 女性のための相談（日常生活の中で抱える悩みごとや就職・転職相談など）
6 女性が安心して過ごすことができる居場所づくり
7 男性のための相談・各種セミナーの開催
8 LGBTQ など性的マイノリティのための相談・各種セミナーの開催
9 男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供
10 情報誌や SNS 等による男女共同参画の推進に関する情報提供
11 地域で活躍する女性の人材情報の収集・提供
12 市民団体が利用できる集会室の貸出
13 その他（具体的に

性の多様性に関することについてお聞きします

〔問 16〕 あなたはL G B T Qなどの性的マイノリティの存在を身近に感じるがありますか。
(○は1つ)

1 感じるがある

2 感じることはない

3 わからない

〔問 17〕 L G B T Qなどの性的マイノリティが日常生活で直面している困難・課題だと思われるものを選んでください。(○はいくつでも)

- 1 いじめ(悪口・いやがらせなど)を受ける
- 2 偏見・差別がある
- 3 カミングアウト(※)後、周囲の態度が変化する
- 4 アウティング(P6 参照)をされる、されるリスクを感じる
- 5 家族、友人など周囲の人に相談できない
- 6 周囲の人の理解が得られない
- 7 自らが認識する性とは異なる性のふるまいを強要される(トイレ・着替え・服装・言葉遣いなど)
- 8 就職、仕事、待遇等で不利・不当な扱いを受ける
- 9 同性パートナーとの関係を夫婦と同等のものとして認めてもらえない
- 10 法整備が不十分である
- 11 行政機関などの相談・支援体制が不十分である
- 12 学校における啓発(教職員への研修やカリキュラムの改善)が不十分である
- 13 申請書などで性別について、記入を求められる
- 14 特別に直面している課題はないと思う
- 15 その他(具体的に)

※ カミングアウト:自分が性的マイノリティ当事者であることを他者に伝えること

〔問 18〕 L G B T Qなどの性的マイノリティに対する偏見や差別をなくし、当事者が生活しやすくなるためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 性の多様性等についての市民への啓発・広報
- 2 学校等で子どもへの教育や啓発
- 3 相談窓口・支援体制の整備
- 4 社会制度(法制度等)の整備
- 5 公的な場所の環境(トイレ・更衣室等)整備
- 6 教育現場における環境整備(男女別の制服廃止等)
- 7 企業に対する啓発
- 8 教育関係者(教職員・保育士等)に対する啓発
- 9 行政サービスの見直し(性別欄の廃止や同性パートナーへの制度適用等)
- 10 その他(具体的に)

ドメスティック・バイオレンス(DV)に関することについてお聞きします

〔問 19〕 あなたは、次のようなことが配偶者間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。それぞれについて、あなたの考えに近いものをお答えください。（項目ごとに○は1つずつ）

※〔問 19〕〔問 20〕での「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や同性パートナー、別居中の夫婦も含みます。

※ 横方向にお答えください 	思う 暴力に あたる 場合 でも	思 う 場 合 も あ る と	は 暴 力 に あ た る と は 思 わ な い
(1) 平手で打つ	1	2	3
(2) 足でける	1	2	3
(3) 身体を傷つける可能性のある物でなぐる	1	2	3
(4) なぐるふりをして、おどす	1	2	3
(5) 大声でどなる	1	2	3
(6) 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3
(7) 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「 ^{かいしやう} 甲斐性なし」と言う	1	2	3
(8) 他の異性(同性愛者の場合は他の同性)との会話を許さない	1	2	3
(9) 家族や友人との関わりを持たせない	1	2	3
(10) 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する	1	2	3
(11) 職場に行くことを妨害したり、外出先を制限する	1	2	3
(12) 家計に必要な生活費を渡さない	1	2	3
(13) いやがっているのに、性的な行為を強要する	1	2	3
(14) 避妊に協力しない	1	2	3

〔問 20〕 配偶者からの暴力に関する相談窓口として知っているものを教えてください。

(○はいくつでも)

1 静岡市配偶者暴力相談支援センター	7 警察
2 市役所(各区役所福祉事務所・市民相談・保健所など)	8 内閣府 DV 相談+ (プラス)
3 静岡県女性相談センター(県配偶者暴力相談支援センター)	9 法務局(人権相談)
4 静岡市女性会館(アイセル 21)	10 裁判所
5 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」	11 民間機関(弁護士会・NPOなど)
6 静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)	12 1つも知らない
	13 その他
	(具体的に)

〔問 21-1〕あなたは、配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある人々からの暴力、いわゆる「ドメスティック・バイオレンス（DV）」について、経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。（〇はいくつでも）

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 自分が直接経験したことがある |
| 2 | 相談を受けたことがある |
| 3 | DVを受けた人を知っている |
| 4 | テレビや新聞などで問題になっていることは知っている |
| 5 | 見聞きしたことはない |
| 6 | わからない |
| 7 | その他(具体的に) |

〔問 21-2〕前の問いで、「1 自分が直接経験したことがある」と答えた方にお伺いします。
あなたは「ドメスティック・バイオレンス（DV）」について、どこかに相談しましたか。
（〇はいくつでも）

- | | | | |
|----|-----------------------------|----|-----------------------|
| 1 | 静岡市配偶者暴力相談支援センター | 11 | 民間機関(弁護士会・NPOなど) |
| 2 | 市役所(各区役所福祉事務所・市民相談・保健所など) | 12 | 民生委員・児童委員 |
| 3 | 静岡県女性相談センター(県配偶者暴力相談支援センター) | 13 | 医療関係者(医師・看護師) |
| 4 | 静岡市女性会館(アイセル 21) | 14 | 学校関係者(教員・養護教員・カウンセラー) |
| 5 | 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」 | 15 | 家族や親せき |
| 6 | 静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら) | 16 | 友人・知人 |
| 7 | 警察 | 17 | インターネット(掲示板や相談コーナー) |
| 8 | 内閣府 DV 相談+ (プラス) | 18 | 誰にも相談しなかった |
| 9 | 法務局(人権相談) | 19 | その他 |
| 10 | 裁判所 | | (具体的に) |

困難を抱える人に対する支援についてお聞きします

〔問 22-1〕あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）に限らず、過去1年ほどの間に、何かとても困ったことがあったり、悩んだりして公的な相談窓口や支援機関へ相談したことがありましたか。（〇は1つ）

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 相談したことがあった |
| 2 | 困ったことや悩んだことはあったが、結果的に相談しなかった |
| 3 | 相談しようと思うほど困ったことや悩んだことがなかった |

〔問 22-2〕 前ページ最後の問いで、「2 困ったことや悩んだことはあったが、結果的に相談しなかった」と答えた方にお伺いします。相談しなかった主な理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 1 どこに相談していいかわからなかった、相談先を知らなかった
- 2 ほかに相談できる人がいた
- 3 そのときは「相談するほどのことではない」と思った
- 4 知らない人(他人)に話すのがいやだった
- 5 相談しても解決しないと思った
- 6 困りごとや悩みをうまく説明できる自信がなかった
- 7 相談した後のことが心配だった(周りに知られる、被害がより大きくなるなど)
- 8 相談しても冷たい対応をされるのではないかと考えた
- 9 相談する時間がなかった、時間が合わなかった
- 10 相談することが恥ずかしかった、面倒だった
- 11 電話代や交通費がかかるのがいやだった
- 12 チャットなど希望する相談方法がなかった
- 13 困りごとや自分の気持ちに向き合うのがいやだった
- 14 その他(具体的に)

〔問 23〕 あなたは、静岡市は次のような困難な問題を抱える人、また抱えやすい人たちに対する支援が充実していると思いますか。(項目ごとに○は1 つずつ)

※ 横方向にお答えください 	充実している	どちらかといえば充実している	どちらかといえば充実していない	充実していない	支援があるかどうかを知らない
(1) 高齢者に対する支援	1	2	3	4	5
(2) 障がいのある人に対する支援	1	2	3	4	5
(3) ひとり親家庭に対する支援	1	2	3	4	5
(4) 外国にルーツを持つ人に対する支援	1	2	3	4	5
(5) 性的少数者に対する支援	1	2	3	4	5
(6) 女性特有の困難さに対する支援	1	2	3	4	5
(7) 男性特有の困難さに対する支援	1	2	3	4	5
(8) 生活困窮者に対する支援	1	2	3	4	5

〔自由記載〕 男女共同参画等に関してご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

すべてご記入いただいているか、今一度ご確認の上、7月14日(月)までにご投函ください。